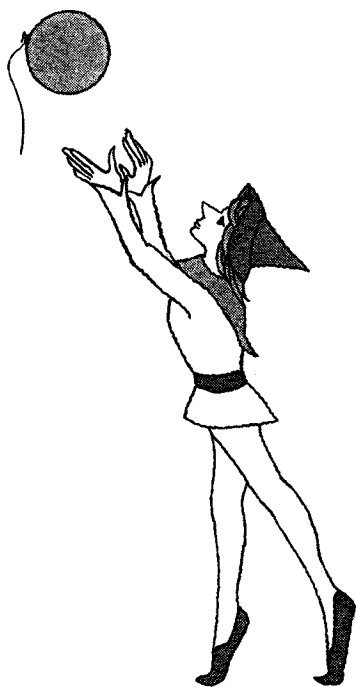


わたくしたちの憲法 もくじ



憲法前文(憲法のこころ)	14
第一章 天皇	17
第一条 天皇とわたくしたち	18
第二条 天皇になるひと	22
第三条 天皇のおこない	24
第四条 天皇と国の政治	27
第五条 天皇の代理をする人	30
第六条 天皇が任命できるもの	32
第七条 天皇が国民のためにする仕事	34
第八条 天皇の財産について	36



第二章 戦争をしない国 39

第九条 わたくしたちは平和をのぞむ 戦争をやめる

軍備をすてる 40

第三章 わたくしたちの権利と義務 45

第一〇条 どんな人が日本国民か 46

第一条 わたくしたちの基本的人権 48

第二条 自由はわれらのもの みんなのもの 52

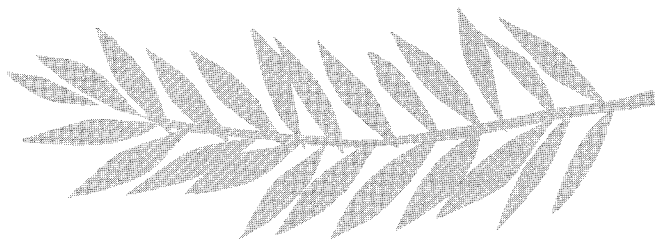
第三条 一人ひとりの人間の尊さ 人間のいのちと

自由と幸福 56

第十四条 人間はだれも平等である 60

第十五条 公務員とその選挙 選挙の自由について 64

第十六条 請願の自由について 68



第十七条	国からつぐないをうける権利	71
第十八条	わたくしたちはドレイではない	73
第十九条	思想と良心の自由	75
第二〇条	信教の自由	78
第二一条	発表の自由 表現の自由	80
第二二条	住まいの自由 職業の自由	82
第二三条	学問 研究の自由	84
第二四条	結婚は本人同士で 家庭のなかの男と女	86
第二五条	人間らしい生活をする権利	90
第二六条	教育をうける権利 うけさせる義務	94
第二七条	働く権利 働く義務	98
第二八条	働くものの団結の権利 働くものと働かせるもの	102



第二九条 おかされない人の財産 人の財産をみんなの

幸福に使うときは……………106

第三〇条 税金を納める義務……………110

第三一条 うばわれない生命と自由……………112

第三二条 裁判をうける権利……………114

第三三条 身がらをしぼる場合……………116

第三四条 むやみにとめおかれぬ権利……………118

第三五条 家や持物をおかされない権利……………120

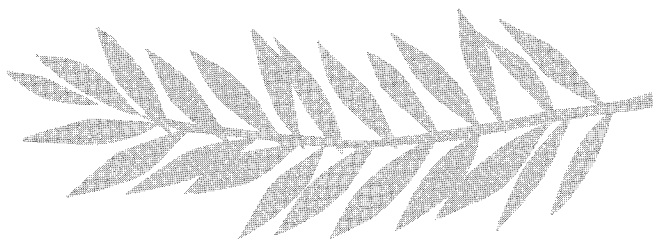
第三六条 拷問やむごたらしい刑罰の禁止……………122

第三七条 公平な裁判をうける権利……………122

第三八条 自白だけではしょうこにならない……………126

第三九条 さかのぼって罰せず 二度罰せず……………128

第四〇条 刑事ほしょうのきまり……………130



第四章 国会……………133

第四条 最高のもの ただひとつの立法権のもちぬし……………134

第二条 国会のくみたて 両院制の国会……………138

第三条 全国を代表するもの……………142

第四条 議員になれる人 議員を選挙できる人……………144

第五条 衆議院議員の任期……………146

第六条 参議院議員の任期……………148

第七・四八条 選挙のしかた……………150

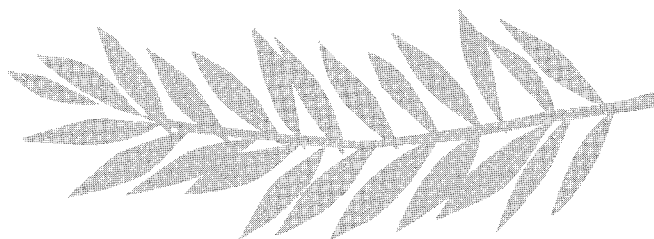
九条 国会議員の歳費……………152

〇条 議員の身分は守られている……………154

一条 国会議員のもつ大きな自由……………156

二・五三条 常会と臨時会……………158

四条 衆議院の解散と総選挙……………160



第五十五条 議員のしかくの争い……………163

第五十六条 国会の議事のでつづき……………166

第五十七条 あけはなたれた国会……………168

第五十八条 国会の役員と規則……………170

第五十九条 法律はこうしてつくられる……………172

第六〇・六一条 予算のしらべかた 条約の場合……………175

第六二条 国会にはなんでもしらべる権利がある……………178

第六三条 国務大臣の出席 発言……………181

第六四条 弾劾裁判所のこと……………183

第五章 内閣……………185

第六五条 行政権のない手……………186

第六六条 内閣のくみたて……………189



第六七条	内閣総理大臣のえらびかた	192
第六八条	国務大臣をきめるのは	195
第六九条	不信任と総辞職	198
第七〇・七一条	総辞職のはなし	200
第七二条	内閣総理大臣のやくめ	202
第七三・七四条	内閣のしごと	204
第七五条	国務大臣の身分の保護	208
第六章 司 法		
第七六条	司法権のにない手	211
第七七条	最高裁判所の特別な権利	212
第七八条	裁判官の身分のほしょう	216
第七九条	最高裁判所の裁判官	218



第八〇条	下級裁判所の裁判官	224
第八一条	憲法の番人	226
第八二条	裁判は公開される	228
第七章	国の財政	231
第八三条	財政権と国会	232
第八四条	税金をとるには	235
第八五条	国のお金を使うには	237
第八六条	予算と国会のやくめ	239
第八七条	予備費のはなし	241
第八八条	皇室の財産と皇室の費用	242
第八九条	公金その他公の財産	244
第九〇条	決算とその検査	247



第九一条	国民への財政報告	250
第八章	地方自治	253
第九二条	地方自治のねらい	254
第九三条	地方議会と議員 首長の選挙	258
第九四条	地方公共団体の条例	262
第九五条	特別法と住民投票	264
第九章	憲法改正	267
第九六条	憲法を改正するときは	268
第一〇章	最高法規	271
第九七条	永久の権利 基本的人権	272



第九八条 憲法は最高の法規……………275

第九九条 憲法を守る義務……………277

憲法のおとがき(第一〇〇条から第一〇二条までの

「補則」のこと)……………279

初版のはしがき(281)

おとがき(283)



第一三条 日本国民はだれでも、一人ひとり
の人間としてたいせつにされる。その人間の
生命と、自由と、幸福をねがう権利は、なに
よりもたいせつにしなければならない。法律
をつくるときや、国の政治の上では、いつも、
このことを考えなければならない。

だれかが、大声でさけんだものでした——。
国のために働け、国のために死ね。
国があるから、おまえたちがあるのだ。
おまえたちは、
じぶんじぶんのことを考える前に、

第一三条【個人の尊重と公共の福祉】
すべて国民は、個人として尊重され
る。生命、自由及び幸福追求に対す
る国民の権利については、公共の福
祉に反しない限り、立法その他の国
政の上で、最大の尊重を必要とする。

国のことを考えよ。
個人のことを考える前に、
全体のことを考えよ。
それでこそ、真の日本人というものだ。

だれかが、大声でさけんだものでした——。

なにもほしがるな、勝つまでは。

りくつをいう前に、だまって働け。

もくもくとして働くものこそ、

くちびるをかんで働くものこそ、

日本人らしい日本人というものだ。

だれかが、大声でさけんだものでした——。

がまんしろ、がまんしろ。

腹はらいっぱい食たいたいなんていうのは、

いまだき、ぜいたくというもんだ。

美しい着物がほしいなんていうことは、

それこそ、ぜいたくというもんだ。

きれいな家に住みたいなんていうことは、

それこそ、ぜいたくというもんだ。

だれかが、大声でさけんだものでした——。

りくつをいうな、りくつをいうな。

かつてなことをいうものは、

敵のスパイとおんなじだ。

不平をいうな。不平をいうな。

不平は、敵を勝たせることだ。

だれかが、大声で、さけんだものでした——。

滅私奉公めつしほうこう、滅私奉公、

わたくしという考えをすてるものこそ、

よい日本人というものだ。

公益優先こういゆうぜん、公益優先、

なにごとについても、全体のことを先に考

え、じぶんのことは、腹のそこにしまつて

おくものだ。

こうして、わたくしたちは、どうなったこと
でしようか。

一人ひとりひとりの人間の

人としてのねうちを、

まるっきり、うばわれてしまいました。

一人ひとりの人間のいのちさえも、

虫けらのようにつぶされました。

一人ひとりの自由のつぶやきごとは

まるで毛虫のようにきらわれました。

そして、

人間として、生まれたからこそもっている

尊い権利は、

明かるく、たのしく、暮したいという、だ

れしもの願いは、

日本の国にあわない。

「個人主義」だと、さげすまれました。

けれども、いまは——

その「個人主義」こそ、民主主義の土台と

わかりました。

一人ひとりの人間の尊さを忘れないもの、

だからこそ、みんなの利益と幸福を考える

もの、

たとえば、じぶんのいのちだけをたいせつ

にするのではなく、

多くの他人のいのちをもたいせつにするも

の、

たとえば、じぶんだけ、たらふく食べるの

ではなく、

多くの他人にも、どっさり食べてもらいた

いと考えるもの、

たとえば、じぶんだけ、美しい着物をきる

のではなく、

多くの他人にも、それをきかせてやりたいとおもうもの、

それが、「個人」を大事にすることだとかかりました。

そして、わたくしたちの憲法も、

一人ひとりの人間こそ、

なによりたいせつなものだといい、

その一人ひとりの人間の

いのちと、自由と、幸福を願う心を、

なによりもだいたいじにしたいといい、

あらゆる法律はそれを考えてつくれといい、

国の政治のすべては、それをもととしてや

れといい、

それに、公共の福祉を忘れないかぎり、

世の中のひと全体の幸福とくいちがうもの

ではないといい、

また、くいちがわないようにしようという。

こうして、わたくしたちは、わたくしたちの願いを、声をだしはじめました。

その新しい声を、みんなの声とするようになりました。

この新しい声こそ、

人間の声だと信ずるようになりました。

そして、その声は、

どこからでた声なのでしょうか？

世界のなかの人間の声であったのです。

世界のなかの日本人の声であったのです。

わたくしたち一人ひとりの、

心のことからの、幸福追求の願いのあらわれであったのです。

第一四条 日本国

民は、だれでも、

法律の上で、同じ

ようにとりあつか

われる。

第一四条【法の下の平等、貴族の禁止、栄典】

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、
信条、性別、社会的身分又は門地により、政治
的、経済的又は社会的関係において、差別され
ない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる
特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有
し、又は将来これを受ける者の一代に限り、そ
の効力を有する。

——クリストフの着ている青服が、よくつくろつてはあるが、じぶんのお古だとわかると、少年は言いだした。

「たしかに、ぼくの古服だよ。ほら、そこに一つのしみががついている——」



クリストフの顔はまっかになった。少年の妹は、あざけりの色をみせて、兄にささやいた。「貧乏人の子なんだね」と。それがクリストフにもきこえた。クリストフは、そのことばを聞きとがめた。そして、じぶんをさげすんだ。その考えを、どうしようとやっつけてやろうと思ひ、声をふりしぼって、口をきつた。自分はメルキオール・クラフトのむすこであり、母は料理女のルイーザであるということ。この身分は、ほかのどんな身分にもおとらず、りっぱなものだと、クリストフは思っていた。そしてまた、その考えは、たしかに正しいものである。

けれどもふたりの子どもは、そのクリストフのことばを、おもしろがりこそすれ、それによって、クリストフを、おもんじるようすはみせなかつた。むしろ反対に、主人らしい調子になつた。

「大きくなつたら何になるの？ やっぱり料理人？ それとも御者？」
とたずねた。クリストフは、だまりこんだ。かれの心ぞうは、氷をつっこまれ
たようにふるえていた……。

これは、フランスの名高い文学者ロマン・ローランの名作『ジャン・クリス

トフ』に出てくる一場面です。たった六歳のクリストフでも、自分や自分の母が、ほかの人から、ひどい身分の家がらだからといって、さげすまれることには、たえられなかったのです。人間はだれでも、ひとりまえに、みんなと同じようにあつかわれるのをぞみますもの。そしてそののぞみは正しいのです。

これは、ひとつの国としても、たいせつなことです。一人ひとりの国民を、人種のちがい、宗教のちがい、身分のちがい、家がらのちがいなどで、さまざまに区別してあつかうなら、それは、民主主義の国ではありません。「おまえは百姓の子どもだから役人になれない」とか、「あなたは女ですから、選挙ができません」とか、「あなたは、もと、大臣として、国のために働いた人の子どもだから、税金をとらないことにします」とか、こんなことを言ったのでは、一人ひとりの人間を、平等にとりあつかうことにはなりません。

日本国憲法が、人間の平等をたいせつにするのは、民主主義のこの考え方を、強く、とりいれたからです。

だから、これまでであった華族かぞくというもの（男爵だんしゃくとか子爵ししゃくなどといって、その家の人、代々うけつぐもの）もなくしましたし、士族（むかし武士であった家のいみ）などと、戸籍こせきに書きこむこともやめました。

とくべつに国のためにつくした人には、文化クンショウや、そのほかの名譽をあたえることがあります。そのばあいでも、そういう名譽は、もらったその人一代かぎり、その子どもがそれをうけつぐことはありません。

こうして、日本国民は、みな平等にあつかわれます。ただ、天皇と皇族だけが、いまも、少しちがったとりあつかいをうけるだけです。

すべての人間は生まれながら平等である——と、一七七六年アメリカの独立宣言に書かれたことは、やはり世界人類に通ずることだったので。



今の憲法は、明治の憲法とはちがって、国民主権の憲法になっています。今は、わたくしたち国民が日本の主人公なのです。だから、国民はひとりのこらず憲法を知っていなくてはなりません。日本人はだれでもいちどは憲法を読んでみなければなりません。それにはまず若い少年少女たちが憲法を読む必要があるとわたくしたちは考えます。けれども、憲法の文章はかなりむずかしいので、いきなり読んでもわかりにくいところがたくさんあります。そこでだれにでも、少年少女たちにも、わかるように、憲法をやさしく書きなおしてみたらどうだろう。……こう考えて、憲法をできるだけわかりやすい文章に書きなおし、それに説明をつけるしごとを、わたくしたちははじめました。

まずはじめに国分が憲法の条文をやさしく書きなおし、そのひとつひとつにわかりやすい説明をつけました。それを宮沢が読んで、いろいろなおし、国分にかえました。それをまた国分が見てなおして、宮沢へもどす。国分から宮沢へ、宮沢から国分へ、というぐあいに、なん

べんもくりかえして、ようやくこの本ができました。なによりもたいせつな憲法のことですから、まちがいのないように、そしてわかりやすいようにと、ねんいりな書きかたをしたのです。もともと憲法の規定はなかなか複雑かくざうなことを定めておりますので、その文章をやさしく書きなおしたからといって、すぐわかりやすくなるというわけにはいきません。しかし、憲法のたいせつなところは、こまかい規定ではなくて、そのおおもとの精神です。その精神は、この本をよく読めば、じゅうぶんわかるだろうとおもいます。

この本は少年少女たちのために書いたものですが、憲法を知りたいとおもうおとなの人にも、読んでもらいたいとおもいます。子どもも、おとなも、うちじゅうみんなでいっしょに読んでもらえれば、わたくしたちはいちばんうれいのです。

なおおしまいに、きれいなさしえを書いてくださって、この本をたいへんおもしろく美しいものにしてくださった堀文子さん、なにかとおせわをいただいた東京大学の日高六郎さんや、有斐閣編集部のかたがたにも、あつくお礼をもうしあげます。

一九五五年五月

宮沢俊義
国分一太郎

あとがき

この本は、一九四六年（昭和二年）十一月三日に新しい「日本国憲法」ができた（公布）とき、小学生・中学生むけに、また、憲法を知りたい人のため、憲法学者の宮沢俊義先生と児童文学者の国分一太郎先生のお二人で、むずかしい憲法の条文を一条ずつ、わかりやすい説明をつけ、まちがいのないように、ねんいりに書かれました。一番はじめは、一九五五年（昭和三〇年）五月に、B5版（週刊紙の大きさ）で作りました。そしてその本は、出版の賞で一番おもしろい「毎日出版文化賞」を受賞しました。そのあとなかみの古くなった部分や、書きかたを変えたほうがよいところを直して、一九八三年（昭和五八年）三月に、少し版を小さく、A5版（教科書の大きさ）にして作り直しました。この本も、小学生・中学生からお年よりまで、みなさんから、たいへんわかりやすく、きれいで、たのしく読めるよい本だとほめられました。

「日本国憲法」が一九四七年（昭和二年）五月三日（この日が憲法記念日となる）に実施（施行）されてから、ことしでちょうど四十周年になります。この記念の年にあたって、もっとたくさ



んの人びとに、世界でも一番素晴らしい、わたくしたちの「日本国憲法」をわかってもらうため、中味は同じですが、本のかたちをもう少し小さくして、ねだんも安い新書版で出すことにしました。

はじめに作ったときからもう三十二年にもなり、お二人の先生はお亡くなりになりました。でも、この本を作った著者の心は永遠です。そこでみなさんに、それを知ってもらいたいと思いい、一番はじめの「はしがき」を本文のあとにのせました。

さいきん「日本国憲法」をいろいろ悪く言って改正した方がよいとしますが、でも、わたくしたちは四十年の歩みを土台にして、もっと誇りをもつて「日本国憲法」を大事にまもっていききたいと思えます。

一九八七年四月一日

有斐閣編集部

写 真 交通公社フォトライブラリー
表紙カット 堀 文子
文中カット 女屋 一夫

<著者紹介>

宮沢 俊義 (みやざわ としよし)

1899年(明治32年)生れ
1923年(大正12年)東京大学卒業
1976年(昭和51年)逝去
東京大学教授, 憲法学者

国分一太郎 (こくぶん いちたろう)

1911年(明治44年)生れ
1930年(昭和5年)山形師範学校(今の山形大学)卒業
1985年(昭和60年)逝去
教育評論家, 児童文学者



有斐閣新書

新書 わたくしたちの憲法

1987年4月15日 初版第1刷発行 ©

2013年7月30日 初版第7刷発行

著 者 宮 沢 俊 義
国 分 一 太 郎
発 行 者 江 草 貞 治

発行所 株式会社 有 斐 閣

〒101-0051
東京都千代田区神田神保町 2-17
(03) 3264-1314(編集)
(03) 3265-6811(営業)
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

落丁本・乱丁本はお取替えいたします
印刷・製本 大日本法令印刷株式会社
★定価はカバーに表示してあります

ISBN 4-641-09077-7

本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。また、磁気・光記録媒体への入力等も同様に禁じられています。これらの許諾については、小社総務部まで文書にてお問合せ下さい。